

神奈川県

環境マネジメントシステム

I	環境マネジメントシステムについて	・・・ 1 頁
II	神奈川県環境方針	
III	適用対象組織・推進体制・主な役割	・・・ 3 頁
IV	環境関連法令の順守	・・・ 4 頁
V	研修	
VI	環境目標・環境マネジメントプログラム	・・・ 5 頁
VII	令和 2 年度の環境マネジメントシステム運営方針について	・・・ 6 頁
VIII	令和 2 年度全庁目標・プログラム及び実績	・・・ 8 頁
	1 地球温暖化の防止に向けた率先行動プログラム	
	2 循環型社会づくりに向けた率先行動プログラム	・・・ 9 頁
IX	内部監査	・・・ 10 頁

令和 2 年 4 月
神奈川県

I 環境マネジメントシステムについて

- 環境マネジメントシステムとは、組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針とともに、環境に関する目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続等の仕組みです。
- 神奈川県は、平成12年度に本庁組織で環境マネジメントシステムを構築し、環境配慮の国際規格である「ISO14001」の認証を取得し、その後、全庁組織で環境マネジメントシステムを運営しています。
- そして、平成28年度からは、神奈川県独自の環境マネジメントシステムに移行し、「神奈川県環境マネジメントシステム設置要綱」及び「同運営要綱」に基づいて、システムを運営しています。
- 本県の環境マネジメントシステムでは、PDCAサイクルにより、継続的な環境配慮の向上を目指すとともに、簡素で効率的な環境配慮を推進することを目指しています。

II 神奈川県環境方針

- システムの運営を通じて取り組む環境配慮や環境保全に関する基本理念並びに基本的方向を、環境方針として定めています。

県は環境基本条例において「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」を基本理念の第一に掲げ、その実現に向け、環境基本計画において「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標として掲げています。

環境はそこに生きる全ての「いのち」の基盤であり、県民が生きる喜びを実感できる「いのち輝く環境」を、将来の世代へと継承して行く必要があることから、県は様々な環境施策に取り組んでいます。

そこで、県は職員一丸となり、持続可能な社会の形成や豊かな地域社会の保全などに率先して取り組み、あらゆる活動で環境への配慮を行います。

（取組方針）

県は環境マネジメントシステムを運用し、事務事業を環境配慮の視点で定期的に見直し、継続的に改善しながら、以下の事項に重点的に取り組みます。

- 1 地球温暖化防止のために、エネルギー使用量の削減に取り組みます。
- 2 循環型社会づくりのために、資源の有効活用や適正処理を図ります。
- 3 環境負荷の低減や汚染の未然防止のために、環境関連法令の順守に努めます。
- 4 職員は、職場はもとより、地域社会、家庭においても率先して環境配慮の取り組みを行います。

平成28年4月1日

神奈川県知事 黒岩 祐治

- 環境マネジメントシステムの環境方針では、「いのち輝く環境づくり」を目指しており、これはSDGsの理念を共有するものです。地球温暖化の防止や、循環型社会づくりに取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図っていきます。

【環境方針周知用ポスター】

- 「環境方針」は、各所属で職員に周知をお願いしています。
- 職員への周知用のポスターを作成しましたので、各所属で印刷し、執務室内の見やすい場所に掲示してください。（ホームページからダウンロードできます。）

いのち輝く環境づくり

～職員が率先して取り組みましょう～

省エネルギー

こまめな消灯などにより、エネルギーの削減に取り組みます

リデュース・リユース・リサイクル

環境にやさしいものを長く使い、再利用やリサイクルします

地域や家庭でも実践

身近なこと、できることから、環境にやさしい行動に取り組みます

【神奈川県環境マネジメントシステム・環境方針】

2016年4月・環境計画課

Ⅲ 適用対象組織・推進体制・主な役割

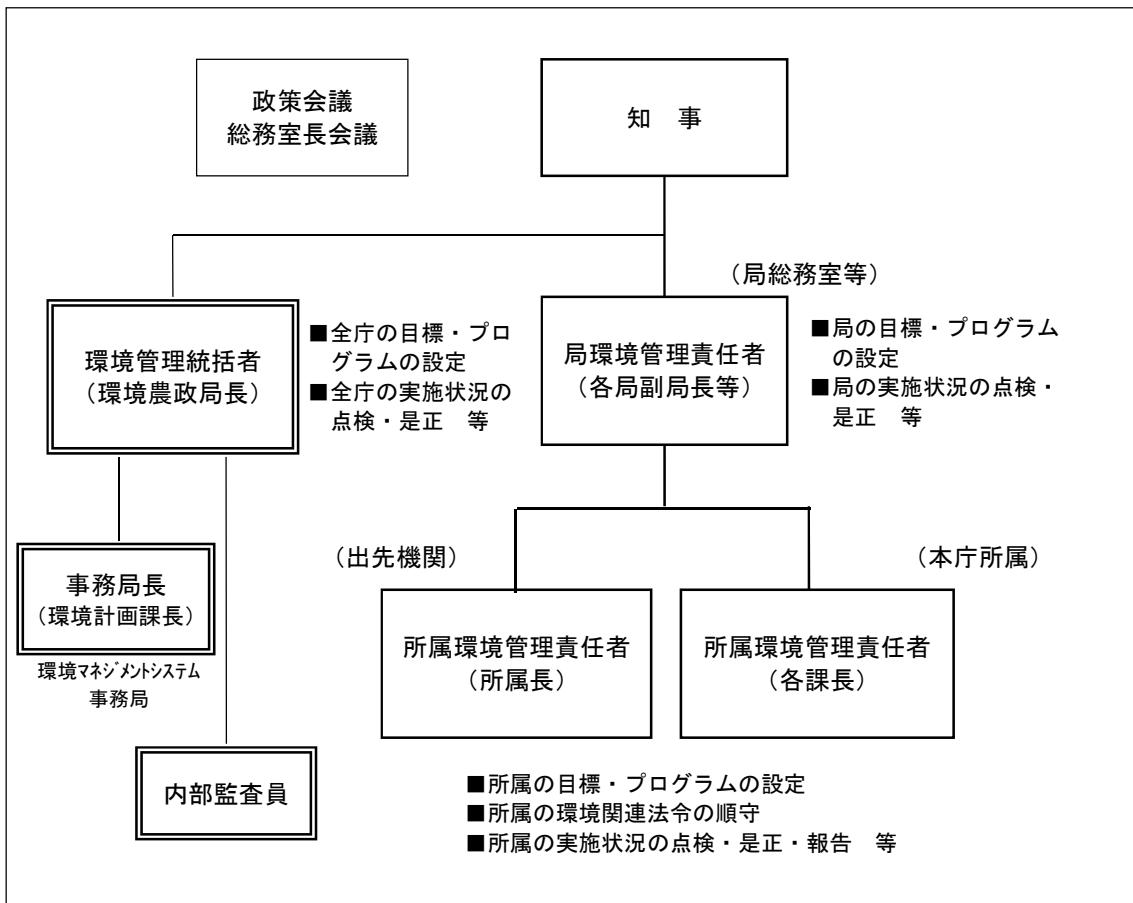
(1) 適用対象組織

- システムの適用対象組織は、次のとおり全庁としています。

神奈川県行政組織規則第2条に規定する本庁機関及び出先機関
神奈川県企業庁
神奈川県議会議会局
神奈川県教育委員会（附属機関を除く。）
神奈川県人事委員会事務局
神奈川県監査事務局
神奈川県労働委員会事務局
神奈川県選挙管理委員会事務局
神奈川県収用委員会事務局
神奈川県海産物調整委員会事務局
神奈川県内水面漁場管理委員会事務局
神奈川県警察

(2) 推進体制・主な役割

- システムの推進体制と主な役割を、次のとおり定めています。



IV 環境関連法令の順守

(1) 対象となる環境関連法令

- システムでは、県が順守すべき環境に関する法律・条例等で、特に重要かつ環境に与える影響が大きい法令等について把握し、その順守状況について定期的に点検を行います。

【重要かつ影響の大きい環境関連法令に係る設備・業務の例】

- ・ 廃棄物の発生、処理
- ・ 公共用水域への排水、下水道への排水
- ・ 化学物質や危険物・高圧ガス等の購入、使用、保管、廃棄
- ・ 微生物関連の検体の受入、分析、保管、廃棄
- ・ 大気汚染、騒音、振動の原因となる設備の運転
- ・ 廃止した県有焼却施設の管理 など

(2) 標準的な環境関連法令

- 庁舎管理において共通的と考えられる設備・業務を中心に「標準的な環境関連法令」を次のとおりとし、定期的に順守状況の点検を行います。また、これ以外にも、各所属に特有の設備や業務に係る法令も同様に点検を行います。

項番	分類	設備又は業務	順守の対象となる主な法令等
1	大 気	ばい煙発生施設(ボイラー等)	大気汚染防止法
		送風機・空気圧縮機	騒音規制法、振動規制法
		業務用空調機・冷蔵機器等	フロン排出抑制法
2	水 質	公共用水域への排水	水質汚濁防止法
		下水道への排水	下水道法
		浄化槽	浄化槽法
3	化学物質・安全	毒物・劇物の保管等	毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法
		危険物の貯蔵(燃料等)	消防法、水質汚濁防止法
		高圧ガスの貯蔵	高圧ガス保安法
4	廃棄物等	廃棄物の処理(一廃・産廃・特管)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等
		PCB使用機器	PCB廃棄物特措法 等
		焼却施設	ダイオキシン類対策特別措置法 等

V 研修

- システムに関する理解及び自覚を深めることを目的として、次のような研修を実施します。

主な研修	主な対象者	主な内容
幹部等研修	局環境管理責任者等	県の環境マネジメントシステムなど
所属研修	所属の全職員	県の環境マネジメントシステムなど
環境関連法令研修	庁舎管理の実務担当者	環境関連法令順守のための実務など

VI 環境目標・環境マネジメントプログラム

(1) 環境目標・環境マネジメントプログラムについて

- システムでは、環境方針の目的を達成するための具体的な到達点を「環境目標」として、達成するための具体的な取組内容を「環境マネジメントプログラム」として、定めます。（以下「目標・プログラム」といいます。）
- 目標は可能な限り数値化します。

(2) 目標・プログラムの設定方法

① 全庁目標・プログラムの設定

環境管理統括者は、全庁に共通の環境目標及び環境マネジメントプログラムを政策会議で審議の上で設定又は改定し、局環境管理責任者に通知します。
（全庁の環境目標及び環境マネジメントプログラムは毎年度見直します。）

② 局（所属）の目標・プログラムの設定

局環境管理責任者（所属環境管理責任者）は上記の通知を受け、所管する局（所属）の環境目標・環境マネジメントプログラムを設定又は改定します。
その後、局（所属）では、環境マネジメントプログラムを実施し、目標の達成を目指します。

(3) 令和2年度の全庁目標・プログラム

区分	主な目標設定項目	主なプログラム
地球温暖化の防止	本庁庁舎の電力使用量の削減	○省エネ法に基づく各エネルギー管理者のプログラムの推進 ○各庁舎管理者のエネルギー使用量削減プログラムの推進 ○事務事業温室効果ガス排出抑制計画に基づくプログラムの推進など
	出先機関等の庁舎の電力使用量の削減	
	警察の庁舎の電力使用量の削減	
	浄水場の電力使用量の削減	
	道路照明の電力使用量の削減	
循環型社会づくり	本庁の経常物品のグリーン購入率の向上	○各局のグリーン購入プログラムの実施 ○各局のコピー用紙削減に向けたプログラムの推進 ○各庁舎の廃棄物削減・リサイクルプログラムの実施など
	出先機関等のグリーン購入率の向上	
	警察のグリーン購入率の向上	
	本庁の廃棄物発生量の削減	
	出先機関等の廃棄物発生量の削減	
	警察の廃棄物発生量の削減	
	本庁のリサイクル率の向上	
	出先機関等のリサイクル率の向上	
	警察のリサイクル率の向上	
	本庁のコピー用紙使用量の削減	
	出先機関等のコピー用紙使用量の削減	
警察のコピー用紙使用量の削減		

- 「地球温暖化の防止」、「循環型社会づくり」で定める目標に向けて取り組むことにより、SDGsの目標12「持続可能な消費と生産」や目標13「気候変動への対処」などの目標達成に繋がっていきます。

令和2年度環境マネジメントシステムの運営方針について

令和元年度の環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）の運営状況及び内部監査結果を踏まえ、令和2年度の全庁の環境目標・環境マネジメントプログラム（以下「目標・プログラム」という。）の設定及び環境関連法令順守に関する取組の方針（以下「運営方針」という。）を、次のとおりとする。

なお、EMSの運用は、SDGsの推進にも寄与することから、持続可能な神奈川の実現に向けて、引き続き取り組む必要がある。

1 全庁の目標・プログラムについて

(1) 地球温暖化の防止（地球温暖化の防止に向けた率先行動プログラム）



ア 目標

- 平成29年度から、「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」（以下「実行計画」という。）を踏まえ、EMSの全庁目標を見直し、実行計画の令和3（2021）年度の間目標*に整合するよう設定している。

※ 令和3（2021）年度の電力使用量又は電力使用量の原単位を、平成25（2013）年度比で約8%削減

- 平成29年度に実行計画に合わせて項目を変更したことを鑑み、令和2年度も令和元年度と同様に、「実行計画」に合わせた数値目標を設定する。

イ プログラム

- 目標達成に向けて、令和元年度に引き続き、LED導入の促進や、省エネ対策運用手順書の活用を促すなどして省エネ化を進めるなどのプログラムを実施する。

(2) 循環型社会づくり（循環型社会づくりに向けた率先行動プログラム）



ア 目標

(ア) 「グリーン購入率の向上」について

概ね順調に推移していることから、引き続き「維持管理項目」として、現状維持を目指す。

(イ) 「廃棄物発生量の削減」について

平成30年度から発生量に計上する廃棄物の対象を拡大したことに伴い、一部所属において廃棄物発生量が増加したが、複数年にわたって増加傾向にあるわけではないため、令和元年度の運営方針を引継ぎ、本庁及び出先機関等においては「維持管理項目」、警察においては「前年度実績より削減」とする。

(ウ)「リサイクル率の向上」について

本庁においては実績の変動は少ないことから、引き続き「維持管理項目」とする。
また、出先機関及び警察においては、リサイクル率は悪化していることから、引き続き数値目標を設定する。

(エ)「コピー用紙の使用量の削減」について

今後も取組を継続していく必要があることから、令和元年度の運営方針を引継ぎ本庁及び出先機関等においては数値目標を設定し、警察においては「維持管理項目」とする。

イ プログラム

目標達成に向けて、ペーパーレス化による「コピー用紙使用量の削減」、分別やリサイクルによる「廃棄物発生量の削減」及び「リサイクル率の向上」などのプログラムを実施する。

2 環境関連法令の順守について

令和元年度に引き続き、EMS事務局において、環境関連法令研修の内容の充実や、実務者向けマニュアルの改訂などに取組むとともに、重要法令の改正に適切に対応する。
また、内部監査の実施により、対象所属における法令順守の状況を確認する。

Ⅷ 令和2年度全庁目標・プログラム及び実績

Ⅷ-1 地球温暖化の防止に向けた率先行動プログラム

地球温暖化の防止							
目標設定項目		実績			目標		
		H29	H30	R1	R2	R3	R4
庁舎の床面積当たりの電力使用量の削減 (電力使用量：kWh/m ²)	本庁	71.2	66.1	集計中	65.5以下	65.0以下	64.5以下
	出先	29.0	28.8		27.2以下	27.0以下	26.7以下
	知事部局等	57.1	57.4		-	-	-
	企業庁	180	181.0		-	-	-
	教育委員会	21.4	21.6		-	-	-
	警察	75.5	99.1		88.5以下	85.2以下	84.4以下
浄水場の年間の電力使用量の削減 (電力使用量：千kWh/年)	寒川	68,035	66,175	64,000以下	63,500以下	63,000以下	
	谷ヶ原	20,477	20,217	19,992以下	19,904以下	19,704以下	
道路照明1本当たりの年間の電力使用量の削減 (電力使用量：kWh/年・本)		776	587	566以下	556以下	545以下	
温室効果ガス総排出量の削減 (排出量：t/年) ※実績のみ	庁舎	89,287	81,236	-	-	-	
	浄水場	39,672	42,589	-	-	-	
	道路照明	9,200	6,776	-	-	-	
	庁用車等	3,916	4,823	-	-	-	
	警察の庁用車等	13,976	13,452	-	-	-	

主なプログラム

- ・省エネ法に基づく各エネルギー管理者におけるエネルギー使用量削減プログラムの推進
(省エネ法上の各エネルギー管理者)
- ・各庁舎管理者におけるエネルギー使用量削減プログラムの推進
(各庁舎管理者)
- ・各局における省エネルギー対策の推進
(各局プログラム責任者)
- ・神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画に基づく温室効果ガス排出量削減プログラムの推進
(当該所属長)

全庁に影響を与える取組 (責任者)

- ・神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画の推進及び進捗管理 (環境計画課長)
- ・庁舎の設備等の運用改善、照明のLED化等設備の省エネ化 (環境計画課長・各施設のエネルギー管理を行う者)
- ・再生可能エネルギーの導入推進 (エネルギー課長、各施設のエネルギー管理を行う者)
- ・庁用車の使用の抑制及び省エネ車の導入、エコドライブの推進 (当該所属長)
- ・道路照明の省エネ化 (道路管理課長)
- ・浄水場の省エネ化 (企業庁のエネルギー管理を行う者)
- ・県立学校における省エネ活動の推進 (教育委員会のエネルギー管理を行う者)

※ 地球温暖化の防止の目標の単位に使用している「t」・「kg」は、二酸化炭素換算した量。

※ H27年度の床面積当たりの電力使用量及び温室効果ガス排出量を一部修正した。(H30年4月)

Ⅷ-2 循環型社会づくりに向けた率先行動プログラム

循環型社会づくり							
目標設定項目		実績			目標		
		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
経常物品のグリーン購入率の向上 (率：%)	本庁	100.0	100.0	集計中	☆ (95%程度以上)	☆ (95%程度以上)	☆ (95%程度以上)
	出先	96.0	97.2		☆ (95%程度以上)	☆ (95%程度以上)	☆ (95%程度以上)
	警察	98.2	100.0		☆ (95%程度以上)	☆ (95%程度以上)	☆ (95%程度以上)

主なプログラム	
<ul style="list-style-type: none"> 各局グリーン購入プログラムの実施 (各局プログラム責任者) 	
全庁に影響を与える取組 (責任者)	
<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入基本方針に基づく調達基準の実施 (環境計画課長) グリーン入札 (入札参加資格認定時におけるISO認証取得等の加点) の実施 (会計局調達課長・建設業課長) グリーン配送実施指針の周知・運用 (大気水質課長) 新エネルギーの導入推進 (エネルギー課長、各施設のエネルギー管理を行う者) 電力のグリーン購入要綱の運用 (環境計画課長) 	

目標設定項目		実績			目標		
		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
廃棄物発生量の削減 (発生量：t)	本庁	400	416	集計中	☆	☆	☆
	出先	4,075	42,781		☆	☆	☆
	警察	1,643	1,526		前年度実績より削減	—	—
リサイクル率の向上 (率：%)	本庁	90.6	90.9	集計中	☆ (90程度以上)	☆ (90程度以上)	☆ (90程度以上)
	出先	57.1	50.2		62.0以上	63.0以上	64.0以上
	警察	66.1	63.5		66.7以上	67.0以上	67.3以上
コピー用紙使用量の削減 (使用量：万枚)	本庁	5,810	5,757	集計中	4,900以下	4,800以下	4,700以下
	知事部局等	4,633	4,523		-	-	-
	企業庁	208	210		-	-	-
	教育委員会	969	1,025		-	-	-
	出先	26,931	27,384		24,500以下	24,500以下	24,500以下
	知事部局等	4,532	4,226		3,949	3,949	3,949
	企業庁	729	723		558	558	558
	教育委員会	21,670	22,434		20,030	20,030	20,030
警察	11,458	11,629	☆ (12,000程度以下)	☆ (12,000程度以下)	☆ (12,000程度以下)		

主なプログラム	
<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙使用量削減に向けたプログラムの推進 (各局プログラム責任者) 	
<ul style="list-style-type: none"> 各庁舎廃棄物削減プログラム・リサイクルプログラムの実施 (各庁舎管理者) 	
全庁に影響を与える取組 (責任者)	
<ul style="list-style-type: none"> 行政文書管理システムの利用促進 (文書課長) 	

☆は、維持管理項目(実績数値は把握するが、新たな数値目的・数値目標値は設定しない項目)。カッコ内の数値は目安となる数値である。

Ⅸ 内部監査

(1) 内部監査について

- システムが適切に実施され、維持されているかどうかを確認するため、内部監査を定期的に行っています。

(2) 内部監査の結果及び是正等

- 監査の結果は、次の区分により取りまとめます。

- 重大な指摘事項: 監査基準に不適合でシステムに欠陥があるもの
- 軽微な指摘事項: 上記のうち軽微なもの
- 観察事項: システムに欠陥はないが改善することが望ましいもの

- 令和元年度の内部監査の結果は、次のとおりでした。指摘事項及び観察事項については、すべての事項について被監査局等が是正または是正方針の策定を実施済みです。

【令和元年度 内部監査結果】

- 実施期間 : 令和元年8月1日から9月30日まで
- 被監査局等 : 44所属(うち警察6所属)
- 指摘・観察事項

重大な指摘事項	0件(昨年度0件)
軽微な指摘事項	5件(" 9件)
観察事項	54件(" 16件)
優良事例 ※	139件(" 25件)

※ 優良事例 : 他の所属の参考となる優れた環境配慮の取組